



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月31日金曜日 第513号

◇ 目 次 ◇ 告 示

狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....（自然保護課）... 418
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（5件）.....（経営支援課）... 420
 農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....（農政課農地・担い手対策室）... 423
 肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）... 423
 土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 423
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....（ " " ）... 425
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 425
 道路の区域変更（一般国道317号）.....（東予地方局今治土木事務所）... 425
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 425
 道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 425

公 告

狩猟免許試験の施行.....（自然保護課）... 426

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 427

告 示

○愛媛県告示第578号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和6年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	令和6年7月8日（月）午後1時30分	東予地区自動車整備協同組合自動車会館	新居浜市本郷三丁目5番35号
同 上	東予第2会場	令和6年7月11日（木）午前9時	四国中央市福祉会館（4階多目的ホール）	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同 上	東予第3会場	令和6年7月11日（木）午後1時	同 上	同 上
同 上	東予第4会場	令和6年7月17日（水）午後1時	今治市しまなみ交流プラザ	今治市伯方町木浦甲1200番地1
同 上	東予第5会場	令和6年7月18日（木）午前9時30分	同 上	同 上
同 上	東予第6会場	令和6年8月9日（金）午後1時30分	西条市中央公民館（多目的ホール）	西条市周布401番地1
同 上	東予第7会場	令和6年8月20日（火）午後1時	今治市玉川総合公園運動場多目的体育館（グリーンピア玉川）（大ホール）	今治市玉川町摺木甲108番地
同 上	東予第8会場	令和6年8月21日（水）午前9時	四国中央市福祉会館（4階多目的ホール）	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同 上	東予第9会場	令和6年8月21日（水）午後1時	同 上	同 上

同	上	東 予 第 10 会 場	令和6年8月24日(土)午後1時30分	東予地方局西条庁舎(7階大会議室)	西条市喜多川796番地1
中予地方局		中 予 第 1 会 場	令和6年7月11日(木)午前9時	久万町民館(2階ホール)	上浮穴郡久万高原町久万188番地
同	上	中 予 第 2 会 場	令和6年7月16日(火)午前9時	東温市川内公民館(第一会議室)	東温市南方264番地
同	上	中 予 第 3 会 場	令和6年7月18日(木)午前9時	美川農村環境改善センター(多目的ホール)	上浮穴郡久万高原町上黒岩29番地1
同	上	中 予 第 4 会 場	令和6年7月24日(水)午前9時	松山市北条コミュニティセンター(ふれあいホール)	松山市北条辻6番地
同	上	中 予 第 5 会 場	令和6年7月26日(金)午前9時	砥部町中央公民館(講座室)	伊予郡砥部町宮内1369番地
同	上	中 予 第 6 会 場	令和6年7月29日(月)午前9時30分	松前総合文化センター(ふるさと学習室)	伊予郡松前町大字筒井633番地
同	上	中 予 第 7 会 場	令和6年8月8日(木)午後1時	中島総合文化センター(大会議室)	松山市中島大浦2962番地
同	上	中 予 第 8 会 場	令和6年8月20日(火)午後1時	中山地区公民館(第1会議室)	伊予市中山町出洲2番耕地138番地1
同	上	中 予 第 9 会 場	令和6年8月24日(土)午前9時	中予地方局(7階大会議室)	松山市北持田町132番地
同	上	中 予 第 10 会 場	令和6年8月25日(日)午前9時	同	同
南予地方局		南 予 第 1 会 場	令和6年7月12日(金)午前9時	広見体育センター	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
同	上	南 予 第 2 会 場	令和6年7月16日(火)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎(7階大会議室)	八幡浜市北浜一丁目3番37号
同	上	南 予 第 3 会 場	令和6年7月17日(水)午後1時	平コミュニティセンター(大ホール)	大洲市徳森2280番地2
同	上	南 予 第 4 会 場	令和6年7月18日(木)午前9時	吉田公民館(大ホール)	宇和島市吉田町東小路甲106番地
同	上	南 予 第 5 会 場	令和6年7月18日(木)午後1時	平コミュニティセンター(大ホール)	大洲市徳森2280番地2
同	上	南 予 第 6 会 場	令和6年7月19日(金)午前9時	同	同
同	上	南 予 第 7 会 場	令和6年7月22日(月)午後1時	愛媛県歴史文化博物館(2階第1・第2研修室)	西予市宇和町卯之町四丁目11番地2
同	上	南 予 第 8 会 場	令和6年7月26日(金)午前9時	岩松公民館(大集会室)	宇和島市津島町岩松甲471番地
同	上	南 予 第 9 会 場	令和6年7月29日(月)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎(7階大会議室)	八幡浜市北浜一丁目3番37号
同	上	南 予 第 10 会 場	令和6年8月7日(水)午後1時	内子町共生館(五十崎自治センターホール)	喜多郡内子町平岡甲185番地1
同	上	南 予 第 11 会 場	令和6年8月8日(木)午前9時	同	同
同	上	南 予 第 12 会 場	令和6年8月8日(木)午後1時30分	南予地方局愛南庁舎(会議室)	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
同	上	南 予 第 13 会 場	令和6年8月20日(火)午後1時	魚成地域づくり活動センター	西予市城川町魚成3680番地
同	上	南 予 第 14 会 場	令和6年8月22日(木)午後1時30分	南予地方局愛南庁舎(会議室)	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
同	上	南 予 第 15 会 場	令和6年8月29日(木)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎(7階大会議室)	八幡浜市北浜一丁目3番37号
同	上	南 予 第 16 会 場	令和6年9月8日(日)午前9時	南予地方局(7階大会議室)	宇和島市天神町7番1号

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許

可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって狩猟について必要な適性を有することが確認されたものである場合にあっては、当該適性を有することの確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面

カ 狩猟免許更新申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）

更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

キ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

エ 台風等の自然災害等により、やむを得ず適性試験等の日時及び場所を変更する場合がある。

○愛媛県告示第579号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
今治市馬越町複合商業施設	今治市馬越町四丁目甲38番1 外	大規模小売店舗を設置する者の所在地	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号	令和6年3月13日	令和6年5月13日
ダイレックス今治店	今治市北鳥生町四丁目390番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦	第一リース株式会社 代表取締役 向島 亨	令和6年4月1日	令和6年5月15日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年3月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
スーパードラッグコスモス篠場町店	新居浜市篠場町488番2 外1筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一	令和6年 4月1日	令和6年 5月13日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の所在地	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	令和5年 9月1日	
ダイレックス土橋店	新居浜市土橋一丁目1359番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦	第一リース株式会社 代表取締役 向島 亨	令和6年 4月1日	令和6年 5月15日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年 3月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第581号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
スーパードラッグコスモス北条店	松山市北条辻1130番外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一	令和6年 4月1日	令和6年 5月13日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の所在地	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	令和5年 9月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
ユニクロ宇和島店・西松屋宇和島店・シューブラザ宇和島店	宇和島市祝森甲1672-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一	令和6年 4月1日	令和6年 5月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第583号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
ダイレックス伊予店	伊予市下吾川字南西原1603番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年 3月1日	令和6年 5月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第584号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和6年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付金等の交付申請）</p> <p>第3条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等の交付の申請をしようとするときは、申請書（様式第1号の(1)又は(2)）に事業計画書（様式第2号の(1)又は(2)）、<u>収支予算書</u>（様式第3号の(1)又は(2)）<u>及び別に定める確認書を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号の(1)（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p>年度において農業委員会に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第3条の規定に基づき、交付金 円を交付されたく事業計画書、<u>収支予算書及び確認書を添え申請する。</u></p> <p>様式第1号の(2)（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p>年度において農業委員会ネットワーク機構に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第3条の規定に基づき、負担金等 円を交付されたく事業計画書、<u>収支予算書及び確認書を添え申請する。</u></p> <p>注 省略</p>	<p>（交付金等の交付申請）</p> <p>第3条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等の交付の申請をしようとするときは、申請書（様式第1号の(1)又は(2)）に事業計画書（様式第2号の(1)又は(2)）<u>及び収支予算書（様式第3号の(1)又は(2)）</u> _____ を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号の(1)（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p>年度において農業委員会に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第3条の規定に基づき、交付金 円を交付されたく事業計画書<u>及び収支予算書</u> _____ を添え申請する。</p> <p>様式第1号の(2)（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p>年度において農業委員会ネットワーク機構に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第3条の規定に基づき、負担金等 円を交付されたく事業計画書<u>及び収支予算書</u> _____ を添え申請する。</p> <p>注 省略</p>

○愛媛県告示第585号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和12年6月27日	愛媛県第1208号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 懐 範	新居浜市郷五丁目8番36号
"	神 山 健 一	新居浜市郷四丁目7番12号
"	小 野 展 義	新居浜市郷三丁目12番32号
"	山 本 孝 一	新居浜市郷三丁目9番21号
"	加 地 義 雄	新居浜市落神町7番75号
"	三 宅 榮 男	新居浜市宇高町一丁目12番16号
"	高 橋 耕 治	新居浜市宇高町二丁目2番21号
"	岡 田 康	新居浜市宇高町二丁目10番39号

"	佐々木 修	新居浜市宇高町三丁目12番63号
"	荒 巻 東	新居浜市田の上一丁目7番3号
"	岩 崎 紀 生	新居浜市田の上四丁目5番43号
"	石 井 俊 一	新居浜市八幡二丁目1番24号
"	小 野 展 敬	新居浜市沢津町三丁目1番28号
"	浮 川 新 清	新居浜市沢津町二丁目7番31号
"	横 井 平 和	新居浜市沢津町二丁目9番38号
"	神 山 克 洋	新居浜市沢津町二丁目1番45号
監 事	柴 田 誠 治	新居浜市郷一丁目4番27号
"	山 口 喜 代 治	新居浜市宇高町一丁目15番2号
"	小 野 和 男	新居浜市沢津町三丁目6番18号
"	塩 崎 千 賀	新居浜市庄内町五丁目10番4号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 愷 範	新居浜市郷五丁目8番36号
"	渡 辺 一 郎	新居浜市郷四丁目18番41号
"	小 野 展 義	新居浜市郷三丁目12番32号
"	山 本 孝 一	新居浜市郷三丁目9番21号
"	加 地 義 雄	新居浜市落神町7番75号
"	三 宅 榮 男	新居浜市宇高町一丁目12番16号
"	高 橋 耕 治	新居浜市宇高町二丁目2番21号
"	藤 田 明 男	新居浜市宇高町二丁目10番28号
"	佐々木 修	新居浜市宇高町三丁目12番63号
"	荒 巻 東	新居浜市田の上一丁目7番3号
"	岩 崎 紀 生	新居浜市田の上四丁目5番43号
"	石 井 俊 一	新居浜市八幡二丁目1番24号
"	横 井 裕 崇	新居浜市沢津町二丁目9番7号
"	小 野 輝 雄	新居浜市沢津町二丁目7番33号
"	横 井 平 和	新居浜市沢津町二丁目9番38号
"	神 山 克 洋	新居浜市沢津町二丁目1番45号
監 事	柴 田 誠 治	新居浜市郷一丁目4番27号
"	神 野 信 治	新居浜市宇高町二丁目2番21号
"	小 野 和 男	新居浜市沢津町三丁目6番18号
"	塩 崎 千 賀	新居浜市庄内町五丁目10番4号

○愛媛県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13番32号
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町7番8号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
"	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号
"	土 岐 清 重	新居浜市横水町13番17号
"	加 藤 則 明	新居浜市政枝町二丁目7番34号
"	片 上 和 彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号

"	眞 鍋 勝 義	新居浜市西の土居町二丁目11番15号
"	白 石 初 太 郎	新居浜市徳常町3番11号
"	白 石 佳 久	新居浜市港町8番7号
監 事	神 野 善 英	新居浜市久保田町二丁目7番3号
"	原 俊 起	新居浜市北内町一丁目5番18号
"	神 野 幸 男	新居浜市宇高町三丁目5番23号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13番32号
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町7番8号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
"	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号
"	西 原 力	新居浜市本郷一丁目8番41号
"	土 岐 清 重	新居浜市横水町13番17号
"	片 上 和 彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号
"	宮 崎 雄 二 郎	新居浜市滝の宮町4番35号
"	白 石 初 太 郎	新居浜市徳常町3番11号
"	白 石 佳 久	新居浜市港町8番7号
監 事	大 澤 眞 一	新居浜市土橋一丁目8番4号
"	飯 塚 信 也	新居浜市政枝町一丁目5番1号
"	神 野 幸 男	新居浜市宇高町三丁目5番23号

○愛媛県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 好 弘	新居浜市田所町6-28
"	岡 田 朗	新居浜市新須賀町1丁目8-58
"	岡 田 光 正	新居浜市新須賀町1丁目7-17
"	岡 田 悦 明	新居浜市新須賀町1丁目7-29
"	岡 田 晶 博	新居浜市新須賀町1丁目11-37
監 事	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町2丁目8-16
"	尾 崎 弘	新居浜市繁本町1-3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 好 弘	新居浜市田所町6-28
"	岡 田 朗	新居浜市新須賀町1丁目8-58
"	岡 田 光 正	新居浜市新須賀町1丁目7-17
"	岡 田 悦 明	新居浜市新須賀町1丁目7-29
"	伊 東 明 満	新居浜市新須賀町1丁目6-40
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町2丁目6-44
監 事	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町2丁目8-16
"	尾 崎 弘	新居浜市繁本町1-3

○愛媛県告示第589号

新居浜市上泉川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新居浜市上泉川土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - (2) 新居浜市上泉川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
令和6年6月6日から7月3日まで
- 3 縦覧場所
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第590号

新居浜市金子土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新居浜市金子土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - (2) 新居浜市金子土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
令和6年6月6日から7月3日まで
- 3 縦覧場所
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第591号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-4)第17068号	令和4年8月28日	㈱近藤技研	近藤 勝紀	西条市下島山甲929-2	令和6年4月3日	石工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字中通り丁357番1地先から 同市同町龍岡上字北谷甲206番2地先まで	旧	メートル 11.2~35.6	キロメートル 0.343	
		今治市玉川町龍岡上字中通り丁357番1地先から 同市同町龍岡上字北谷甲206番2地先まで	新	13.7~88.0	0.311	

○愛媛県告示第593号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第4463号	令和4年1月24日	㈲野本設備	野本 守	八幡浜市大平1-667	令和6年4月10日	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-2)第18539号	令和2年10月13日	藤田建具店	藤田 宗三	大洲市長浜町下須戒14-1	令和6年4月16日	建具工事業	建設業の廃止
(般-3)第15922号	令和3年4月10日	大平建築工房	大平 直紀	宇和島市津島町北灘甲941-1	令和6年4月23日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山68番3から 同町横山68番6まで	令和6年5月31日

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和6年5月31日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和6年8月6日（火）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第1会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第2会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同上
中予第1会場	松前総合文化センターふるさと学習室	伊予郡松前町大字筒井633番地	同上
南予第1会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上
南予第2会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同上

- (2) 令和6年9月1日（日）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上
南予第4会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同上

- (3) 令和6年12月8日（日）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第5会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第6会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同上
中予第3会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同上
南予第5会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上
南予第6会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和6年8月6日の試験に係るものについては、6月28日（金）から7月23日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 令和6年9月1日の試験に係るものについては6月28日（金）から8月19日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 令和6年12月8日の試験に係るものについては、6月28日（金）から11月25日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 狩猟免許申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場等についての注意事項

ア 受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

イ 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験の実施日時及び試験場を変更する場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 193

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条、第3条関係）

別表（第2条、第3条関係）

委託地方 公共団体	機 関		職
省略			
久万高原 町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 _____ 会計管 理者 総務課長補佐（人 事又は予算を担当するも のに限る。）
		省略	
省略			
松前町	省略		
	町長部 局	本庁	部長 理事 課長 会計 管理者 総務課長補佐 _____ _____ 財政課長補佐 総務課職員係長 財政 課財政係長
		省略	
省略			
砥部町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 総務 課長補佐 企画財政課長 補佐（予算を担当するも のに限る。） 総務課人 事係長 企画財政課財政 係長
		出先 機関	省略
	省略		
省略			
鬼北町	省略		
	町長部 局	本庁	課（室）長 会計管理者 総務財政課庶務係長 総務財政課庶務担当係長 総務財政課財政係長 総務財政課財政担当係長
		省略	
省略			
愛南町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 農業 支援センター長 企画財 政課主幹（予算を担当す るものに限る。） 総 務課職員係長 企画財政 課財政係長
		省略	

委託地方 公共団体	機 関		職
省略			
久万高原 町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 事務局長 会計管 理者 総務課総務行政班 長 総務課財政管財班長 _____
		省略	
省略			
松前町	省略		
	町長部 局	本庁	部長 理事 課長 会計 管理者 総務課長補佐 （人事を担当するもの に限る。） 財政課長補佐 総務課職員係長 財政 課財政係長
		省略	
省略			
砥部町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 総務 課長補佐 _____ _____ 総務課人 事係長 総務課財政係長 _____
		出先 機関	支所
	省略		
省略			
鬼北町	省略		
	町長部 局	本庁	課（室）長 会計管理者 総務財政課庶務係長 総務財政課財政係長 _____
		省略	
省略			
愛南町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 農業 支援センター長 企画財 政課長補佐（予算を担当 するものに限る。） 総 務課職員係長 企画財政 課財政係長
		省略	

	省略	
省略		

備考 省略

	省略	
省略		

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。